

令和5年9月28日

地域の皆様へ（神長北、土橋、徳光、小山）

袋井市上下水道課

## 下水道事業のお知らせ

日頃、下水道事業につきましては、ご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、貴自治会の一部の区域につきまして、公共用水域の水質保全や安全・安心な生活環境の向上をめざし、下水道整備を進めることになりましたので、お知らせします。

新たに下水道事業認可区域（今後、下水道工事を進めていく区域）となった区域は、下記及び裏面の図面をご覧ください。

拡大区域内の土地所有者の方へは、所有者氏名や住所等の調査後、個別に下水道事業に関する資料及び質問・相談会のご案内を郵送いたします。

### 【参考 下水道事業の流れ】

令和5～6年度 : 事業認可（現在） → 個別案内 → 詳細設計

令和7年度から順次 : 工事説明会 → 本管工事実施

令和8年度以降 : 供用開始 → 受益者負担金納入 → 宅内排水設備工事  
→ 使用開始

### ●神長北地区



（土橋、徳光、小山地区は裏面へ記載しています）

●土橋、徳光、小山地区



<お問合せ先>

袋井市環境水道部上下水道課

経営管理係 0538-84-6081

下水道工事係 0538-84-6082